

大太鼓「神(カムイ)」管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、平成14年度コミュニティ助成事業により室蘭市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が購入した大太鼓「神(カムイ)」(以下「大太鼓」という。)の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(大太鼓)

第2条 この要綱による大太鼓は次のとおりとする。

名称	規格	数量	備考
大太鼓	4尺2寸	1	台付

(管理責任者)

第3条 大太鼓の管理責任者は、室蘭市文化センター指定管理者(以下「指定管理者」という。)とする。

(保管場所)

第4条 大太鼓の保管場所は、室蘭市文化センターとする。

(貸出し団体)

第5条 大太鼓は、地域コミュニティ活動を行う次に掲げる団体に対して貸し出すものとする。

- (1) 太鼓の演奏活動を行い、かつ大きな太鼓の演奏に習熟している市内の団体
- (2) 地方公共団体又は太鼓の演奏活動を行い、かつ大きな太鼓の演奏に習熟している市外の団体で指定管理者が特に認めた団体

(貸出しの制限)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合には、大太鼓の貸出しを行わないものとする。

- (1) 営利、宗教又は政治を目的とした活動に使用されるとき。
- (2) 公序良俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 大太鼓を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) その他大太鼓の管理上支障があるとき。

(申込み)

第7条 大太鼓の貸出しを受けようとする団体は、貸出申込書(様式1)を指定管理者に提出しなければならない。

(貸出しの実施)

第8条 指定管理者は、大太鼓の貸出しを受けようとする団体が第5条の団体で、かつ第6条各号に該当しない場合は、貸出書(様式2)を交付するものとする。

(使用権の譲渡・転貸の禁止)

第9条 前条により大太鼓の貸出書の交付を受けた者(以下「借受者」という。)は、その権利を他の者に譲渡又は転貸してはならない。

(貸出しの取止め)

第10条 指定管理者は、借受者が前条の規定に違反し、又は第6条各号のいずれかに該当する場合には、大太鼓の貸出しを取り止め、又は大太鼓の返却を求めるものとする。

2 大太鼓の貸出しの取止め、又は大太鼓の返却により借受者に生じた損害は、指定管理者及び教育委員会はその責を負わないものとする。

(使用前の異常の報告)

第11条 借受者は、大太鼓の使用前に破損等の異常を発見したときは、速やかに指定管理者に報告するものとし、報告を受けた指定管理者は教育委員会に報告するものとする。

(適正管理及び紛失・損傷の報告等)

第12条 借受者は、使用責任者を定め、大太鼓の使用に際して紛失・損傷等のないよう、適正に管理するものとする。

2 借受者は、大太鼓を紛失し、又は損傷したときは、すみやかに指定管理者に報告するものとし、報告を受けた指定管理者は教育委員会へ報告するものとする。

3 借受者は、大太鼓を紛失し、又は損傷したときは、その損害賠償の責を負うものとする。

(貸出料等)

第13条 大太鼓の貸出料は、無料とする。

2 借受者は、大太鼓の運搬その他必要な経費を負担するものとする。

(賠償保険への加入)

第14条 借受者は、その負担により、借受から返却までの期間中における大太鼓の紛失、損傷等に対して、確実にその損害を賠償することができる保険に加入しなければならない。

2 大太鼓の運搬を事業者に依頼する場合の運搬保険への加入も同様とする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(附則)

この規定は平成14年 7月 1日から施行する。

(附則)

この要綱は平成21年 8月 1日から施行する。